

株式会社桜交通 行動計画

(策定日) 令和3年4月1日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年間

2. 内容

目標1：介護休業及び産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 5月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する
- 令和3年 7月～ 介護、育児休業に関する規定の内容精査検討する
- 令和3年 8月～ 規定案の作成及び社内協議を行う
- 令和3年10月～ 介護、育児休業に関する規定について社内掲示で社員へ周知する

次世代育成支援対策法とは

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし計画的に取り組んでいくための法律です。